

組合規程の制定について(健康保険資格確認書管理規程)

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了し、新たに資格確認書の発行が始まることに伴い、その取扱いに関する規程を制定した。規程の制定届を関東信越厚生局長宛て届け出たので、公告する。

令和6年12月2日

HOYA健康保険組合  
理事長 中川 知子



記

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 1. 制定した規程名 | 健康保険資格確認書管理規程               |
| 2. 施行年月日   | 令和6年12月2日                   |
| 3. 届出の日    | 令和6年9月4日<br>(令和6年9月9日厚生局受理) |

以 上

# HOYA健康保険組合 資格確認書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、HOYA健康保険組合における健康保険資格確認書(以下「資格確認書」という。)の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第3条 資格確認書の原紙は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払出し)

第4条 資格確認書の原紙を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿(別紙様式)へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(無効証及び廃棄処分)

第5条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は記録後、速やかに裁断し、破棄するものとする。

2 資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

資格確認書受払簿

令和年月

資格確認書

	前日残	発行数	残	印字ミス
/ 1				
	略			
28				
29				
30				
31				

限度額認定証

前日残	発行数	残

常務理事	事務長	係員	担当者

資格確認書廃棄数